

「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官通知) 一部改正新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別紙1 ペットフード用の肉骨粉等の一時停止の要請の一部解除について</p> <p>1 [略]</p> <p>2 一時停止の要請を解除する事項</p> <p>(1) 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。)別表第1の2の(1)のアの規定に基づき農林水産大臣の確認を受けたゼラチン及びコラーゲン<u>その他農林水産大臣が指定するもの、同イ又はウの規定に基づき農林水産大臣が指定するもの</u>、同エに規定する確認済血粉等、確認済豚肉骨粉等及び確認済原料混合肉骨粉等、同オに規定する確認済チキンミール等及び確認済家きん加水分解たん白質等並びに同クに規定する確認済魚介類由来たん白質(以下「大臣確認済肉骨粉等」という。)の工場からの出荷</p> <p>(2) ペットフード原料用の<u>非反さう哺乳動物、家きん及び魚介類に由来する肉骨粉等</u>(以下「ペットフード用肉骨粉等」という。)並びにと畜場法(昭和28年法律第114号)第14条又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第15条の規定に基づく検査を受け、食用に適するとされた獣畜又は食鳥の肉から採取した脂肪(以下「食用脂肪」という。)を原料とする油脂の製造工程から発生する獣脂かす及び肉粉(以下「食用脂肪由来の肉粉等」という。)の製造、輸入及び工場からの出荷</p>	<p>別紙1 ペットフード用の肉骨粉等の一時停止の要請の一部解除について</p> <p>1 [略]</p> <p>2 一時停止の要請を解除する事項</p> <p>(1) 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。)別表第1の2の(1)のアの規定に基づき農林水産大臣の確認を受けたゼラチン及びコラーゲン、同エに規定する確認済血粉等、確認済豚肉骨粉等及び確認済原料混合肉骨粉等、同オに規定する確認済チキンミール等及び確認済家きん加水分解たん白質等並びに同クに規定する確認済魚介類由来たん白質(以下「大臣確認済肉骨粉等」という。)の工場からの出荷</p> <p>(2) ペットフード原料用の<u>豚・馬、家きん及び海産哺乳動物(鯨及びイルカをいう。以下同じ。)</u>のみに由来する肉骨粉等(以下「ペットフード用肉骨粉等」という。)並びにと畜場法(昭和28年法律第114号)第14条又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第15条の規定に基づく検査を受け、食用に適するとされた獣畜又は食鳥の肉から採取した脂肪(以下「食用脂肪」という。)を原料とする油脂の製造工程から発生する獣脂かす及び肉粉(以下「食用脂肪由来の肉粉等」という。)の製造、輸入及び工場からの出荷</p>

(3) [略]

3～9 [略]

別添1

ペットフード用肉骨粉等の製造基準

(1) 収集先の基準

ア 家きん

家きんを飼養する農場、食鳥処理場又は反すう動物に由来する血液その他のたん白質を受け入れないことの契約を締結したカット場等（肉等のカット、ミンチ、エキスの抽出等を行う食品工場をいう。）のみから収集すること。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない家きんであり、家きん以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

イ 豚・馬

豚・馬を飼養する農場又はと畜場若しくはカット場等（以下別添1において「と畜場等」という。）のみから収集すること。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない豚・馬又は分娩後に子宮から排出された豚の胎盤であり、これら以外のものの混入がないことを目視で確認したものに限り。

また、ペットフード用肉骨粉等の製造業者は、反すう動物のものの混入を防止するため、と畜場等との間で反すう動物との分別に関する基準を定め、当該基準に基づき分別された豚及び馬のもののみを原料供給契約を締結したと畜場等から収集すること。

ウ 海産哺乳動物・魚介類

鯨体処理場、水産物産地市場又は水産加工業を営む者のみから収集すること。

エ 非反すう哺乳動物（豚・馬及び海産哺乳動物を除く。）

食品衛生法施行令（昭和28年8月31日政令第229号）第35条

(3) [略]

3～9 [略]

別添1

ペットフード用肉骨粉等の製造基準

(1) 収集先の基準

ア 家きん

家きんを飼養する農場、食鳥処理場又は反すう動物に由来する血液その他のたん白質を受け入れないことの契約を締結したカット場等（肉等のカット、ミンチ、エキスの抽出等を行う食品工場をいう。）から収集されるもののみを受け入れること。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない家きんであり、家きん以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

イ 豚・馬

豚・馬を飼養する農場又はと畜場若しくは食肉加工場（以下別添1において「と畜場等」という。）のみから収集すること。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない豚・馬であり、豚・馬以外の動物の混入がないことを目視で確認したものに限り。

また、反すう動物のものの混入を防止するため、と畜場等との間で反すう動物との分別に関する基準を定め、当該基準に基づき分別された豚及び馬のもののみを原料供給契約を締結したと畜場等から収集すること。

ウ 海産哺乳動物

鯨体処理場、水産物産地市場又は水産加工業を営む者のみから収集すること。

(新設)

第11項の食肉処理業の許可を都道府県知事から得た施設又はカ  
ット場等（以下別添1において「食肉処理施設等」という。）  
のみから収集すること。

また、ペットフード用肉骨粉等の製造業者は、反すう動物の  
ものの混入を防止するため、食肉処理施設等との間で反すう動  
物との分別に関する基準を定め、当該基準に基づき分別された  
非反すう哺乳動物のもののみを原料供給契約を締結した食肉処  
理業の施設等から収集すること。

## (2) 原料輸送の基準

ア 非反すう哺乳動物、家きん及び魚介類に由来する原料の輸送  
に当たっては、反すう動物のものの混入を防止するため専用の  
容器（「容器」とは、輸送車、バルク車、トランスバック、P  
P袋その他原料又は肉骨粉等が直接接触するものであって、輸  
送又は保管のために用いられるものをいう。以下別添1におい  
て同じ。）を用いるか、非反すう哺乳動物、家きん及び魚介類  
由来の原料の輸送前に、容器の洗浄又は清掃を徹底すること。

### イ 非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票

非反すう哺乳動物（海産哺乳動物を除く。）に由来する残さ  
（(1)のア又はウに掲げる基準を満たす収集先からのものは  
除く。）の輸送に当たっては、別記様式第7号による非反すう  
哺乳動物由来残さ供給管理票を作成すること。ペットフード用  
肉骨粉等の製造業者は、非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票  
が添付されていない原料の受入れは行わないこと。また、非反  
すう哺乳動物由来残さ供給管理票の記載内容と供給された残さ  
の内容、数量、分別流通の状況等を確認するとともに、非反す  
う哺乳動物由来残さ供給管理票を8年間保存すること。

ウ 受入記録の受入れに当たっては、受入年月日、数量、収集先  
を帳簿に記録すること。また、記録については、8年間保存す  
ること。

## (2) 原料輸送の基準

ア 豚・馬、家きん及び海産哺乳動物に由来する原料の輸送に当  
たっては、反すう動物のものの混入を防止するため専用の容器  
（「容器」とは、輸送車、バルク車、トランスバック、PP袋  
その他原料又は肉骨粉等が直接接触するものであって、輸送又  
は保管のために用いられるものをいう。以下別添1において同  
じ。）を用いるか、豚・馬、家きん及び海産哺乳動物由来の原  
料の輸送前に、容器の洗浄又は清掃を徹底すること。

### イ 豚・馬由来残さ供給管理票

豚・馬に由来する残さ（食鳥処理場、鯨体処理場、水産物産  
地市場又は水産加工業を営む者からのものは除く。）の輸送に  
当たっては、別記様式第7号による豚・馬由来残さ供給管理票  
を作成すること。ペットフード用肉骨粉等の製造業者は、豚・  
馬由来残さ供給管理票が添付されていない原料の受入れは行わ  
ないこと。また、豚・馬由来残さ供給管理票の記載内容と供給  
された残さの内容、数量、分別流通の状況等を確認するととも  
に、豚・馬由来残さ供給管理票を8年間保存すること。

ウ 受入記録受入れに当たっては、受入年月日、数量、収集先を  
帳簿に記録すること。また、記録については、8年間保存する  
こと。

(3) 製造における基準

ア 製造工程

ペットフード用肉骨粉等の製造工程が(1)の基準を満たす収集先から収集した非反すう哺乳動物、家きん及び魚介類以外のものの製造工程と完全に分離されていること。

また、製造工程において反すう動物に由来するものが混入しないこと。

イ 製造記録

製造に用いた原料の種類及び量、製造年月日並びに製造数量を帳簿に記録すること。

また、記録については、8年間保存すること。

ウ (略)

(4) 製品出荷時の基準

ア 出荷工程

出荷工程において反すう動物に由来するものが混入しないこと。

イ 出荷記録

出荷年月日、出荷先及び出荷量を帳簿に記録すること。また、記録については、8年間保存すること。

(5) (略)

(3) 製造における基準

ア 製造工程

ペットフード用肉骨粉等の製造工程が豚・馬、家きん及び海産哺乳動物以外のものの製造工程と完全に分離されていること。

また、製造工程中において反すう動物に由来するものが混入しないこと。

イ 製造記録

製造に用いた原料の種類及び量、製造年月日、製造数量を帳簿に記録すること。

また、記録については、8年間保存すること。

ウ (略)

(4) 製品出荷時の基準

ア 出荷工程

出荷工程中において反すう動物に由来するものが混入しないこと。

イ 出荷記録

出荷年月日、出荷先、出荷量を帳簿に記録すること。また、記録については、8年間保存すること。

(5) (略)

別記様式第7号

(非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票の記載例)

非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票	
非反すう哺乳動物由来残さの供給業者の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名 印
供給先の事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する残さの種類	豚内臓、豚骨
出荷年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
出荷数量	1, 000 k g

別記様式第7号

(豚・馬由来残さ供給管理票の記載例)

豚・馬由来残さ供給管理票	
豚・馬由来残さの供給業者の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名 印
供給先の事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する残さの種類	豚内臓、豚骨
出荷年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
出荷数量	1, 000 k g

附則：現に本通知による改正前の別記様式第7号の供給管理票（以下「旧様式」という。）を使用している者については、本通知による改正後、別添1の（2）のイにかかわらず、引き続き旧様式を使用することができるものとする。